



弁護団だより

# みんなして

**【号外】** 発行 2017年10月  
「生業を返せ、地域を返せ！」  
福島原発事故被害弁護団  
TEL : 03-3379-6770

## 国と東電の責任を認める判決を勝ち取りました！



(旗だしは、藤原弁護士、関根弁護士、鈴木弁護士がつとめました。)

2017年10月10日、約4年半の審理を経て、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（第1陣）は、判決を迎えました。福島地方裁判所が言い渡した判決は、国と東電の法的責任を明確に認め、茨城県の一部地域の原告にも賠償を認めるなど中間指針等に基づく賠償対象地域よりも広い地域を賠償の対象とし、「自主的避難等対象区域」等の原告について賠償金の上積み进行を認める内容で、第1陣原告3824名のうち、2907名の請求が認められました（詳しくは同封した声明文をご覧ください。）。

裁判長による主文の言い渡し後、法廷を飛び出した3人の弁護士が「勝訴」、「国と東電断罪」、「被害救済広げる」と書かれた3枚の旗を大きくかかげると、裁判所の門前で待ち構えていた約1000名の原告や全国各地から駆けつけてくださった支援者から大きな歓声が上がりました。東京・東電本社前と沖縄でも同時に旗だしを行い、また、福岡でも原発なくそう！九州玄海訴訟と福島原発事故被害救済九州訴訟のみなさんによる集会が持たれ、各地の原告や支援者と喜びを分かち合いました。判決日の様子は全国ニュースや全国紙でも大きく扱われ、関心の高さがうかがわれました。

判決期日までに裁判所に提出した「公正な判決を求める署名」の数は「234,567筆」であり、全国でこれほど多くの国民が注目していることに後押しされた勝訴判決であったことは言うまでもありません。

他方、賠償対象地域の拡大や賠償水準の上積みを確認した点で一步前進と評価できるものの、原状回復請求を認めなかったこと、また、同封した「賠償認容額一覧表」のとおり、ふるさと喪失慰謝料を認めなかったこと、会津や県外（茨城県の一部を除く）など賠償対象とならなかった地域があること、賠償上積み水準など、私たちが現地検証や原告本人尋問等で明らかにしてきた原告らの被害実態を正しく反映した判決とはなっていません。

全体救済の実現を目指して、さらに高いレベルの判決を勝ち取るため、みんなで控訴審をたたかう必要があります（国と東電の法的責任を認め、賠償を拡大・上乘せする判決内容からすれば、国・東電側も控訴することが予想されます。）。すべての第1陣原告で控訴審をたたかうこと、控訴についての決定を弁護団と原告団役員に一任していただくことについては、2017年7月9日原告団総会で決議されたとおりです（みんなして第66号の中島孝原告団長の原稿をご参照ください。）。

控訴にあたっては、既に弁護団からお送りした①訴訟委任状、②委任契約書、③裁判費用（1万円）を弁護団に送っていただく必要があります（とくに①の訴訟委任状はこれを裁判所へ提出しなければ弁護団が代理人とは扱われず、その結果、みなさんの自宅に、仙台高等裁判所、国や東電からの裁判書類が届けられ、ご自身で裁判に対応していただくことになってしまいます。詳しくは、みんなして第66号の馬奈木弁護士の原稿をご参照ください。）。

被害者の選別と分断を乗り越え、金銭賠償の実現だけでなく、生活再建策や環境回復策、医療健康管理策などの具体的な制度化、そして脱原発社会を実現するという大きな目標に向け、たたかいの場は控訴審にうつります。原告団・弁護団一丸となってたたかいぬきましょう！

ホームページ・フェイスブックで情報を随時更新しています。判決に関する報道も多数掲載しています。ご参照ください。

■ホームページ

<http://www.nariwaisoshou.jp/>

■facebook ページ：

<https://www.facebook.com/nariwaikaese>

